

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 9 月14日
【会社名】	株式会社C A I C A D I G I T A L
【英訳名】	C A I C A D I G I T A L I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 伸
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山五丁目11番 9 号
【電話番号】	03-5657-3000（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 山口 健治
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目11番 9 号
【電話番号】	03-5657-3000（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 山口 健治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．特別利益（抱合せ株式消滅差益）の計上について

（１）当該事象の発生年月日

2026年9月14日

（２）当該事象の内容

当社は、2026年7月1日付で、吸収分割の方法により、当社の完全子会社である株式会社C A I C A テクノロジーズ（以下、「分割会社」といいます。）が保有する資産及び負債のうち、DXソリューション事業、セキュリティソリューション事業及び投資有価証券等管理事業に関するものを承継いたしました。

これにより、分割会社から承継した純資産と当社が保有する同社株式の帳簿価額のうち当該承継純資産の額に対応する額との差額を抱合せ株式消滅差益として特別利益に計上するものであります。

（３）当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2026年10月期の個別決算において、抱合せ株式消滅差益218百万円（特別利益）を計上いたします。

なお、当該抱合せ株式消滅差益は、連結決算において相殺消去されるため、連結決算に与える影響はありません。

2．営業外費用（持分法による投資損失）の計上について（連結）

（１）当該事象の発生年月日

2026年9月14日

（２）当該事象の内容

当社は、株式会社フィスコの株式を追加取得したことに伴い、同社を持分法適用関連会社といたしました。

持分法の適用開始にあたり、過去の段階的な株式取得に伴い発生した投資差額について、同社株式の帳簿価額に対し、持分法の適用開始時点における時価評価額が下落していたため、当該投資差額（のれん相当額）の一部について減損を行い、持分法による投資損失として営業外費用に計上するものであります。

（３）当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、2026年10月期第3四半期連結会計期間において、持分法による投資損失179百万円（営業外費用）を計上いたしました。